

日廢振セ発第14号  
令和2年5月19日

都道府県  
各 産業廃棄物行政主管課長 殿  
政令市

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 関 荘一郎



### 新型コロナウイルス感染状況を踏まえた今後の講習会について（暫定的対応）

当センターの講習会業務の実施につきましては、日頃よりご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当センターでは、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、4月から6月までに予定していました講習会（新規許可講習会、更新許可講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会）を中止しているところであります。今般、39県で緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き人の移動を自粛し感染リスクを低減することが求められ、かつ、感染防止対策が長期化するおそれがあることから、臨時の措置として、当分の間、暫定的な講習会を別紙のとおり実施することといたしました。

講習会は廃棄物処理法に基づく許可等の付与の是非を判断する重要な要件になっていることから、暫定的な講習会であっても公正性の担保が不可欠であるため、オンラインでの講義と会場での試験を組み合わせた講習会（以下、「暫定講習会」という）により、感染リスクを低減しつつ実施することといたしました。開催時期等の開催計画につきましては、改めてご案内いたします。

また、当面、従来どおりの講習会の開催が困難であることから、貴自治体におかれましては暫定講習会の修了証につきましても、従来の講習会修了証と同様の取り扱いをしていただきますよう、お願い申し上げます。

暫定講習会はあくまでも臨時の措置であり、通常の講習会の実施が可能となった場合には、速やかに通常の講習会に移行する予定であります。

なお、今回の案内は、貴管下の保健所等（産業廃棄物行政担当事業所）にも送付しておりますことを申し添えます

（問い合わせ先）

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
教育研修部 山本、濱田  
MAIL kyoiku\_2@jwnet.or.jp

## &lt;暫定講習会の実施方法&gt;

## 1. 実施時期

緊急事態宣言が解除され、かつ、小規模の集会等の開催が容認される状況となった時期を想定しています。

## 2. 実施地域と受験制限

緊急事態宣言の解除後も感染予防の観点から都道府県をまたぐ人の移動を引き続き抑制することが求められていることから、暫定講習会の開催は都道府県単位とし、当分の間、他の都道府県からの受験は認めないこととします。

## 3. 試験会場と感染防止対策

感染防止の観点から、以下の会場で感染防止対策を講じた上で実施します。

- ① 換気が良好で受験者が十分な間隔を置いて着席できるなど3密を回避できること。
- ② 受験者のマスク着用を必須とし、手消毒を徹底すること。
- ③ 会場での検温と体調不良者の受験制限を行うこと（発熱者等への対応）。

## 4. 試験の実施要領

会場での試験は、従来の講習会と同じ内容としますが、3密を回避するために、1回の試験（1時間程度）の参加者を50名以下とし、同一会場で一日に数回に分けて実施します。

## 5. オンライン講義

現在、オンライン講義の配信に向けて全ての科目的講義を撮影中であり、6月中には撮り終える予定です。

また、これを受講希望者の自宅等のネット環境からアクセスできるように、当センターのシステムの改修も予定しています。

## 6. 暫定講習会の受付から受験までの流れ

受講希望者はWebで暫定講習会の受講を申込んでいただきます（オンライン講義の関係上、書面での申込はできません）。

受講者には、当センターからテキストを送付します。

受講者は、オンライン講義を受講後、指定された会場で試験を受けます。

試験に合格した受講者には従来どおりに「修了証」が交付されます。

なお、会場での試験は、試験を開催する都道府県内の居住者のみ受験が認められます（他の都道府県からの受験は認められません）。

## 7. 合格基準

従来どおりです。

## 8. 受講料

従来どおりです（Web申込料金適応）。

## 9. 暫定講習会の開始時期

暫定講習会の実施が可能となった都道府県ごとに、実施可能な講習会をホームページで周知します。なお、受付から試験実施まで1ヶ月程度を要します。

暫定講習会における最初の試験実施は7月中下旬頃を予定しており、その受付は6月中下旬頃に開始する予定です。